



大瀬観光やな(茂木町)



真岡の夏祭り(真岡市)



谷津田(市貝町)



芳賀梨(芳賀町)

# 真岡土木事務所 ガイド 2026

MOKA CIVIL ENGINEERING OFFICE INFORMATION GUIDE



益子焼陶芸体験(益子町)



## 基本方針

## 県南東部(1市4町)の未来を築く基盤づくりの推進

## 主な施策

### 1 道路 ～暮らしや産業・観光を支え、災害に強い強靱な道路ネットワークの構築～

#### 【広域道路網の構築】

県南東部の成長を支え、人・物の流れをつくるため、一般国道408号真岡南バイパス、一般国道294号二宮拡幅、主要地方道つくば益子線長堤、主要地方道宇都宮茂木線市貝バイパスの整備等を推進する。

#### 【交通安全対策】

歩行者の安全な通行を確保するため、主要地方道那須黒羽茂木線茂木町増井や、一般県道西田井二宮線真岡市西田井の歩道整備等を推進する。

#### 【県土強靱化】

災害発生時の交通やライフラインを確保するため、主要地方道那須黒羽茂木線茂木町茂木の無電柱化整備等を推進する。

### 2 河川・砂防 ～自然災害から県民の命を守る安全な社会の構築～

#### 【防災・減災】

生命と財産を守るため、一級河川五行川の河川改修や、山根IA(真岡市西田井)の急傾斜地崩壊対策事業等の整備に加え、流域全体の関係者との協働による流域治水を推進する。

### 3 まちづくり ～持続可能でにぎわいのある誰もが暮らしやすいまちづくり～

#### 【区画整理事業と連携した都市計画道路の整備】

快適・便利な都市づくりを目指し、真岡市荒町や芳賀町祖母井における土地区画整理事業と連携した街路整備を推進する。

### 4 横断的施策

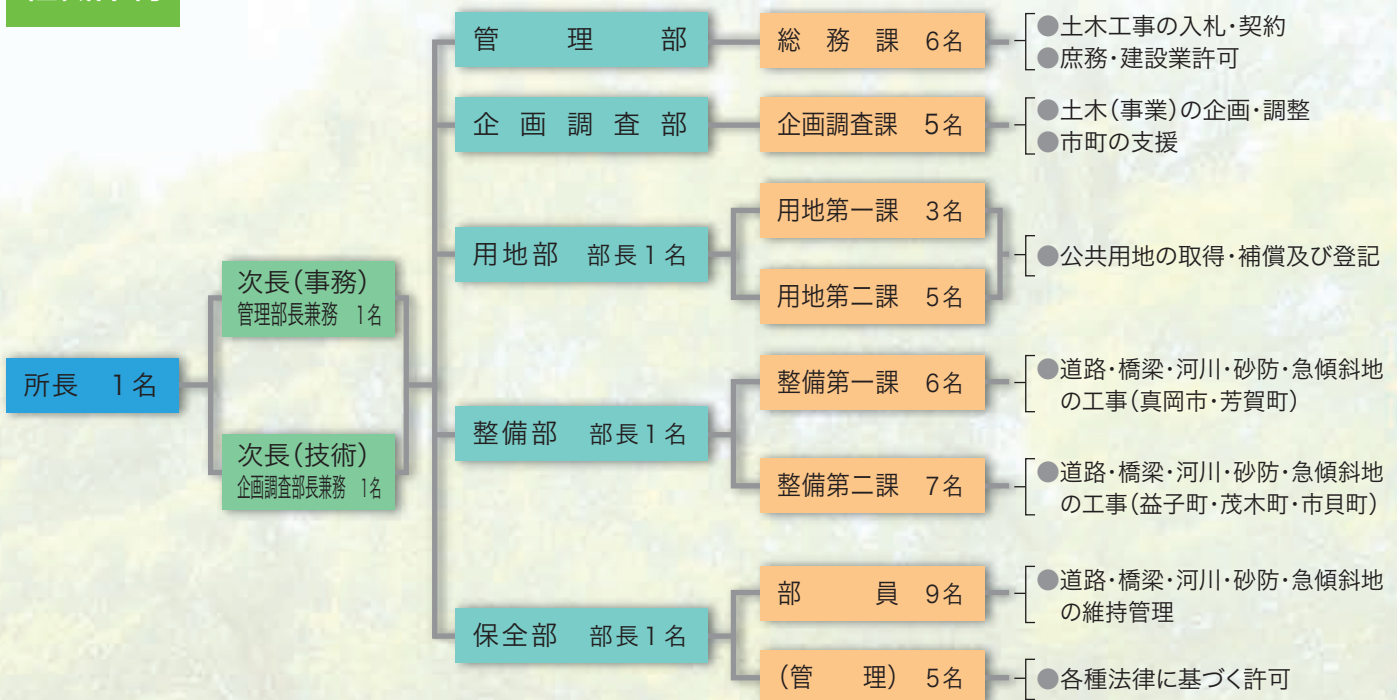
#### 【施設の長寿命化】

社会インフラに求められる機能を確実に維持継続させるため、計画的に点検・管理・修繕を行う予防保全を展開し、持続可能なインフラメンテナンスを推進する。

#### 【DX化の推進】

ICT等のデジタル技術を活用した取組(測量設計、施工管理、施設点検、パトロール)の導入を推進する。

## 組織体制



●職員数 52名(事務職員21人、技術職員28人(茂木町からの派遣職員1名を含む)、現業職員3人)  
●その他職員 9名(業務支援員1人、用地事務支援員2人、道路河川監視員4人、事務補助員2人) (令和8(2026)年4月現在)

# 建築関係事務

令和7(2025)年4月1日から

## 建築基準法等の審査・相談窓口が変更になりました。

◆建築確認等の受付窓口(提出先)は、従来どおり各市役所、町役場です。

### 【建築指導課の主な業務】

- ・ 建築確認申請等の審査、相談
- ・ 建築台帳等記載事項証明書交付
- ・ 低炭素認定建築物の認定
- ・ 建築基準法の道路種別照会
- ・ 建設リサイクル法の届出
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の届出
- ・ 建築計画概要書の閲覧
- ・ 長期優良住宅の認定

### 建築基準法等の審査・相談窓口

| 市町名 (確認申請等受付窓口)     | 県(審査・相談等窓口)   |  |
|---------------------|---------------|--|
|                     | <令和7年3月31日まで> | <令和7年4月1日から>   |
| 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 | 真岡土木事務所建築指導担当 | 建築指導課 審査指導第二担当<br>電話 028-623-2872<br>栃木県庁北別館3階(宇都宮市戸祭元町1-25) |

# 道路や河川の維持管理

## 1 道路

道路を常に安全で快適な状態に保つため、次のような業務を実施しています。

- 道路パトロール
- 路面清掃
- 橋梁の点検及び補修
- 道路の除雪
- 損傷した路面や側溝の補修
- 道路照明灯や案内標識の点検及び補修
- 路肩等の除草や街路樹の剪定



路面の補修



橋梁の点検

## 2 河川

河川を常に安全で潤いのある環境に保つため、次のような業務を実施しています。

- 河川パトロール
- 河川清掃
- 河川構造物(護岸、根固工、床固め等)の点検及び補修
- 河川内堆積土除去
- 損傷した河川堤防の補修
- 堤防等の除草
- 油流入等による異常水質対応



堤防の除草



河川構造物の補修

# 許可事務

## 1 道路法

### ①道路占用許可

道路を使用(占用)する場合には、許可が必要となります。

### ②道路工事施行承認

道路の法面埋立て、歩道切り下げ等による車両乗入口の設置、取付け道の設置等、県が管理する道路と関係する工事を行う場合には、承認が必要となります。

### ③特殊車両通行許可

車両制限令で定める一般的制限値を越える特殊な車両(セミトレーラやホイールクレーン等)で道路を通行する場合には、許可が必要となります。

## 2 河川法

河川区域内において土地を使用(占有)したり制限行為(盛土、切土等)を行う場合や、河川保全区域内において制限行為を行う場合には、許可が必要となります。

## 3 砂防法等

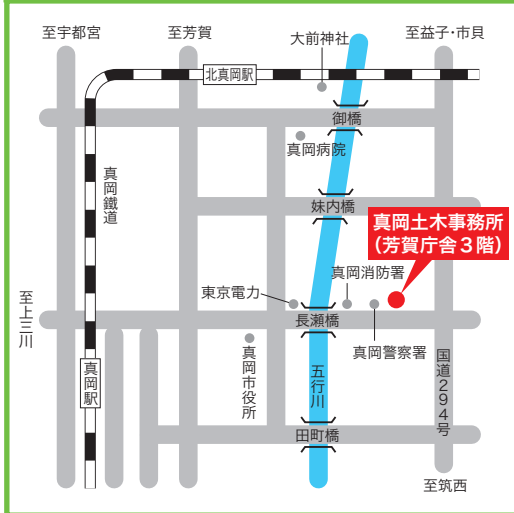
次の区域内で制限行為(盛土、切土等)を行う場合には、各法律に基づく許可が必要となります。

- ①砂防指定地(砂防法)
- ②急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)
- ③地すべり防止区域(地すべり等防止法)

## 4 土砂災害防止法

土砂災害特別警戒区域内で特定の開発行為を行う場合には、許可が必要となります。

## 栃木県真岡土木事務所案内図



## 災害時の情報収集先

### 危機管理・防災ポータルサイト

防災に関する普段からの対策や備え、県の施策や各種計画などが調べられるほか、最寄りの避難所検索もできる栃木県の防災総合ページです。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/index.html>



## 栃木県県土整備部SNSを活用した情報配信



## 栃木県真岡土木事務所

〒321-4305 真岡市荒町116-1 芳賀庁舎3階 E-mail moka-dj@pref.tochigi.lg.jp

TEL 0285-83-8301(代表) FAX 0285-83-8319(代表)

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h54/index.html>

(令和8(2026)年5月作成)

